

サッシ・ドアの 「取付・設置」から出る 産業廃棄物の処理について

新築やリフォーム等の建設工事に伴い生じる
廃棄物の処理責任は元請業者様です！

サッシ・ドアの取付・設置で発生した産業廃棄物は
元請が責任を持って処理しないといけません

(2011年4月1日の廃棄物処理法改正・根拠となる法律条文は廃棄物処理法「第21条の3」になります)

建設工事に伴い生じる産業廃棄物は“元請”に処理責任があります。“元請”は自ら運搬するか「収集運搬業者」および「処分業者」と個別に直接契約し、廃棄物の処理を委託します。
協力業者（下請）に運搬や処分をまかせることはできません。*

- 元 請：発注者（お客様）と直接請負契約を取り交わし、最初にお金を受け取る業者のこと。
- 処 理：運搬～処分の最終確認まで責任をもって行うこと。
- 産業廃棄物：サッシ・ドアの取付・設置の際に出る廃棄物も含む。



下請に処理させた場合は厳罰を受けることがあります！

- 元請「委託基準違反」など／●下請「無許可営業」など

処罰は元請、下請の双方に対して5年以下の懲役
または1千万円以下の罰金もしくはその両方を科する

サッシ・ドアの取付・設置で出る産業廃棄物は？



建設廃棄物処理の違法事例

① 下請業者が直接排出事業者となる



5年以下の懲役
または1千万円以下の罰金
もしくはその両方を科する

元請の委託基準違反

下請の無許可営業

② 下請業者が元請の産廃置場へ運搬※



元請の委託基準違反

下請の無許可営業

こんな場合はどうなるの？

Q サッシ・ドアから出る産業廃棄物をメーカーや協力業者に持ち帰らせてもよいの？



A いけません。

サッシドアの取付・設置から出る産業廃棄物はメーカーや協力業者での回収や処理はできません。産業廃棄物の処理責任は、排出事業者（元請）にあります。元請が回収、処理をしなければいけません。

Q 産業廃棄物の運搬を近所の運送業者に頼んでもよいの？



A いけません。

産業廃棄物の運搬は許可を持った廃棄物収集運搬業者と契約し、運搬を委託しなければいけません。排出事業者（元請）が自ら運ぶことは可能です。（この場合許可は不要）※

Q 委託業者が違法行為をしたら、元請業者にも責任があるの？



A あります。

産業廃棄物処理を委託した業者が不適正な処理や、不法投棄をした場合には、その業者が許可を持っていても、排出事業者である元請は、処罰を受ける場合があります。（懲役や罰金など）

※ ただし、運搬については、請負契約書で下請業者が廃棄物の運搬を行う旨定めていることに加え、請負代金の額が500万円以下である場合など、一定の条件のもとに下請業者が運搬をすることも認められています。

産業廃棄物処理についての情報提供のご案内

産業廃棄物処理についての関連ホームページもご覧ください。

●環境省（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について）
<https://www.env.go.jp/hourei/11/000101.html>

●国土交通省（建設リサイクル推進施策 関係法令）
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0303law.htm

【引用元】

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 発行
「リフォーム工事の廃棄物：正しい処理方法」より引用
キッチン・バス工業会啓発チラシ

【発行元】

一般社団法人
日本サッシ協会
Japan Sash Manufacturers Association

東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル7階
TEL: 03-6721-5934 <https://www.jsma.or.jp>

